

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 小池建設株式会社(法人番号5100001022409)
業者の住所 : 長野県飯田市下久堅下虎岩3089-2
- 2 指名停止措置期間 : 令和7年10月22日 から 令和7年11月21日 まで(1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、長野県飯田市内の「飯田市維持修繕工事」において、令和5年7月10日に発生した休業4日以上労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の飯田労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。この件について、上記有資格業者及び上記有資格業者の元代表取締役は、労働安全衛生法違反により、令和7年4月23日に飯田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内